

# 令和8年度 豊川市 産後ケア事業 のご案内



利用を希望する際は、事前に利用の調整が必要なため利用前に必ず母子保健課 妊産婦係へご連絡ください。

## 利用できる方



豊川市に住所を有する出産後1年未満の産婦と乳児で、以下のいずれかに該当する方です。

1. 家族等から支援が受けられず、赤ちゃんのお世話をしながら体調を回復させたい
2. 育児について不安があり、育児の方法を習得したい
3. 母乳、授乳の相談をし、不安を解消したい

※流産・死産を経験された方もご利用できます。

※感染性疾患にかかっている方や医療行為の必要な方はご利用できません。

## 事業内容

### ●宿泊型：施設へ宿泊

※出産後、継続利用の場合は利用開始時刻に関わらず、退院日が産後ケア事業利用開始日(1日目)になります。

### ●デイサービス型：施設で日帰り利用

### ●アウトリーチ型：自宅訪問で利用

### 産後ケアで相談できること

- 産後の心身の不調
  - 健康管理
  - 乳房ケアの相談
  - あやし方や泣きへの対応
  - 沐浴などの赤ちゃんへの育児方法
- ※施設により別料金でオプションサービスが受けられる場合がありますので、詳細は施設へお問い合わせください。

## 利用時間・利用料金

利用料金を産後ケア利用後、産科医療機関または助産所に直接支払います。

	宿泊型	デイサービス型 (日帰り型)	アウトリーチ型 (自宅訪問型)
利用時間	利用時間27時間以上 例：入所10時・退所13時 ※詳細は施設にお問い合わせください。	10時～16時	9時～17時のうち 継続した4時間まで
食事	食事付き ※1泊2日につき3食です。 入所時間により4食目が必要な場合は別途料金がかかります。	昼食付き	食事なし
利用料	1泊2日 4,800円 以降1日あたり 2,400円	1,500円	800円

※生活保護・住民税非課税世帯の方は無料です。

## 利用できる日数

宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型を合わせて最大7日間

## 実施場所

豊川市と委託契約している産科医療機関または助産所。(裏面のとおり)

※同一型における利用施設の変更はできませんので、ご注意ください。(ただし、利用した施設の利用可能月齢を過ぎた場合は相談してください。)

また、里帰り出産等で裏面掲載施設以外(国内のみ)で産後ケア事業の利用を希望される場合は、受付時にお伝えください。利用日及び請求日に豊川市に住民登録がある方は、償還払いにより利用料を助成します。

## 利用の流れ

### 1. 受付 利用希望の内容を電話でお伝えください

電話(妊産婦係0533-95-4652)で、下記をお伝えください。  
→氏名、生年月日、連絡がつく電話番号、利用目的、利用型(宿泊・デイサービス型・アウトリーチ型)、日数、施設名

⚠産後ケアの申請は、出産日以降になります。産後継続して利用希望の場合は産後すぐ、その他は利用予定日の2週間前までにご連絡ください。ただし、出産後、退院日から継続して宿泊型の利用を希望し、事前に施設から受け入れの了承が得られる場合は、妊娠8か月より受け付けます。

### 2. 施設予約し、その後に電子申請をする

希望施設に電話等で予約し、電子申請フォームに内容を入力してください。

※手続きには郵送期間や閉庁日をふまえ、2週間かかりますので、予約日にご注意ください。



### 3. 確認 申請内容を確認させていただきます

開庁日1～5日以内に改めて、担当より電話します。電話の応答を以て手続きを始めますので、必ず電話に応答してください。応答ができない場合は、開庁時間内(8時30分～17時15分)に、折り返しお電話をお願いします。希望内容について確認し、手続きの説明をします。

### 4. 申請を受付後、結果を通知します

審査後、「豊川市産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。利用日までに書類の内容をご確認ください。必要な物品、別途料金の有無等は利用施設にお問い合わせください。

## キャンセル

3日前の16時までに直接利用施設へご連絡ください。キャンセル料は各施設ごとで規定が異なり、自己負担となりますので、あらかじめ利用施設へご確認ください。